

プラスチックの3R推進に関する提言

NPO法人プラスチックマテリアル
リサイクル推進協議会

1. 容器包装以外のプラスチックについて

1-1 容器包装以外のプラスチック（収集袋及びプラスチック製品）も一括で収集・再商品化できるように検討を進めるべき。

<メリット>

- ・分別する市民がわかりやすい。
- ・単純焼却に回るプラスチックが減りリサイクル率の向上とCO₂排出削減ができる。
- ・市町村の選別保管施設で容器包装以外のプラスチックを分離及び再処理するコストが減る。
- ・材料リサイクルの再商品化製品の品質と収率が向上する。

1-2 対象に含める製品プラスチックについては範囲が広すぎて判断に迷うことが予想されることから、品目を限定して分別収集したらどうか。

例：植木鉢、カップ・コップ、クリアファイル・クリアホルダー、クリーニング袋、ザル、CDケース、しゃもじ、定規、ストロー、スプーン、洗面器、ハンガー、フォーク、衣装ケース、プランター、風呂椅子、弁当箱、まな板

(上記はすべて他素材が付いていないプラスチック製のものに限る)

2. 材料リサイクルに対する意見について

2-1 材料リサイクルの委託単価が高いという意見があるが、現在の入札制度が整備された22年以降は競争倍率の設定、総合評価制度の導入等により毎年単価が下がっている。材料リサイクルの競争倍率は2倍以上であり、また制度上単価が上がることを考えにくく今後も下落していくことはほぼ確実である。

2-2 複合素材は材料リサイクルに適していないとの誤解があるが、容リ材の品質向上や安定化が進んだ現在、複合再生原料の原料調整や成形の技術開発も進んでいることから、容リ材が再生原料として利用できるプラスチック製品が増えている。

3. 店頭回収について

3-1 店頭回収は消費者に環境行動を促すという点で推進されるべきものではあるが、「店頭スペースに限りがある」「消費者が店頭まで持っていかなければならない」等の制約から回収率が低く抑えられることに留意が必要である。

以上